⑨ 給与支払報告書(総括表)

岩国市長 宛

令和　年　月　日 提出

記載内容の変更・誤りは黒字で訂正してください。

岩国市提出用

1 給与支払者の法人番号又は個人番号		指定番号	
2 郵便番号 3 給与支払者所在地(住所) 4 給与支払者(フリガナ)名称		受給者総人員	人
		報告人員 特別徴収対象者	人
		普通徴収対象者(退職者)	人
5 給与支払者が法人である場合の代表者氏名		普通徴収対象者(退職者を除く)	人
6 連絡先	課　係　電話 担当者氏名	報告人員の合計	人
7 関与税理士等の名称	電話	納入書の送付	必要・不要

市受付印	

※岩国市記入欄

身元 □　番号 □　代理 □

給与支払報告書の提出について

1. **令和９年２月１日(月)までに給与支払報告書(個人別明細書)に添付して提出してください。(厳守)**
2. 法人番号又は個人番号は、右詰めで記入してください。
3. 報告人員は、岩国市に提出する人員のみ記入してください。
4. **年末調整について前職分(他社分)の給与・社会保険料を含んでいる場合、各支払者ごとにその内容を給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に必ず記載してください。(摘要欄に記載のない場合は、他社分を含んでいないものとして処理します。)**
5. **乙欄該当者又は退職者で特別徴収継続の場合は、必ず摘要欄に「特別徴収」と記入してください。(普通徴収分には含めないでください。)**
6. **在職者で普通徴収の場合は、必ず給与支払報告書の摘要欄に「普通徴収」と記入してください。(普通徴収分に含めてください。)**
7. 税理士事務所等から給与支払報告書を提出される場合は、この総括表を使用するよう税理士事務所等にお渡しください。
8. 報告人員数等と個人別明細書枚数が異なる場合は、個人別明細書を優先します。
9. 印刷されている所在地・名称等に変更がある場合は、黒字で訂正してください。
10. 給与支払者(所得税の源泉徴収義務者)は、給与支払報告書を提出後の４月１日において引き続き給与の支払をしている場合、地方税法の規定により特別徴収しなければならないこととなっています。特別徴収とは、給与支払者が受給者に給与を支払う際、住民税を天引きし、市町村へ納入する制度です。

〒740-8585
山口県岩国市今津町1-14-51
岩国市役所　課税課　市民税班
電話(0827)29-5054(直通)

給与支払報告書(総括表)の書き方

給与支払報告書(総括表)は下記の点にご注意のうえ、給与支払報告書提出の際に表紙として使用してください。

所在地、名称等の印字内容に変更・誤りがある場合は黒字で訂正してください。

⑨ 給与支払報告書(総括表)

岩国市長 宛

令和　年　月　日 提出

岩国市提出用

記載内容の変更・誤りは黒字で訂正してください。

1 給与支払者の法人番号又は個人番号		指定番号	
2 郵便番号	〒740-8585	受給者総人員	
3 給与支払者所在地(住所)	岩国市 ~~今津町一丁目14番51号~~ 平田三丁目14番511号	報告人員 特別徴収対象者	人
4 給与支払者(フリガナ)名称	~~有限会社~~ 株式会社 岩国物産	報告人員 普通徴収対象者(退職者)	人
5 給与支払者が法人である場合の代表者氏名		報告人員 普通徴収対象者(退職者を除く)	人
6 連絡先	課　係　電話 担当者氏名	報告人員の合計	人
7 関与税理士等の名称	電話	納入書の送付	必要・不要

※岩国市記入欄
身元 □　番号 □　代理 □

報告人員	特別徴収対象者	人
	普通徴収対象者(退職者)	人
	普通徴収対象者(退職者を除く)	人
	報告人員の合計	人
納入書の送付		必要・不要

岩国市への報告人員のみを次のとおり区別して記入してください。

特別徴収対象者…令和９年度住民税を給与天引きする人数

普通徴収対象者…退職のため、住民税を給与天引きしない人数(退職者)

普通徴収対象者…乙欄適用や、不定期給与等の理由により住民税を給与天引きしない人数(退職者を除く)

納入書の送付…特別徴収税額の納入書の要否について○を記入してください。

※乙欄の方は給与天引きができません。

乙欄適用の方でも給与天引きを希望される場合は給与支払報告書の摘要欄へ「特別徴収」と記入し、特別徴収対象者に含めてください。

仕　切　紙

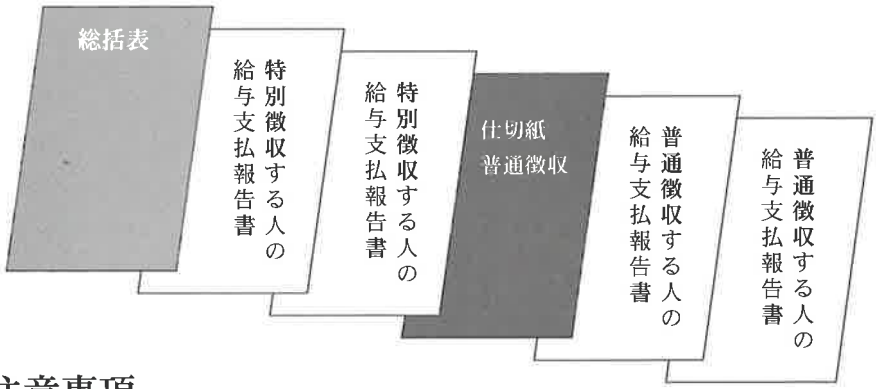
指定番号：

名　　称：

普　通　徴　収

（給与から住民税を天引きしない人）

仕切紙を下図のように使用してください。



※注意事項

1　乙欄該当者又は退職者で特別徴収継続の場合は、必ず摘要欄に「特別徴収」と記入して下さい。（この普通徴収分には含めないで下さい。）

2　在職者で普通徴収の場合は、必ず給与支払報告書の摘要欄に「普通徴収」と記入して下さい。（記入が無い場合、この仕切紙より前にあるものは特別徴収、後にあるものは普通徴収として処理します。）